

## 第 21 期第 18 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 4 年 8 月 26 日（金） 午後 1 時 55 分から午後 3 時 10 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 8 階 「議会第 3 会議室」

### 議 題

#### 1 指示事項

(1) 道志川及び津久井湖における投網禁止について (資料 1)

#### 2 協議事項

(1) 内水面漁業権の概要及び漁場計画（素案）並びに増殖指針（素案）について（第 1 回）  
(資料 2)

(2) 令和 3 年度増殖実績及び令和 4 年度目標増殖量等について  
(芦之湖漁業協同組合) (資料 3)

#### 3 報告事項

(1) 令和 4 年度目標増殖量等の中間実績について (資料 4-1, 4-2)

(2) 多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の  
制限に係る委員会指示の公報掲載について (資料 5)

(3) 全国内水面漁場管理委員会連合会令和 4 年度提案行動の結果について (資料 6)

#### 4 その他

(1) 令和 4 年 11 月の委員会開催日程について

(2) その他

[配付資料]

- ・海生研ニュース No. 155
- ・「特定外来生物オオクチバス・コクチバスの規制と対策についての要望書」
- ・議会便覧

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、本多 菊男、細川 孝  
遊漁者委員 長塚 徳男  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 石黒水産振興担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、中川技師

## 議 事

山本事務局長

これより委員会を開催いたします。

本日は、1名の方から委員会を傍聴したい旨の申し出を受けておりますので、まず御報告を申し上げます。

また、傍聴者の方をお願いいたしますが、「神奈川県内水面漁場管理委員会の会議に関する規程」第12条で「傍聴人は議場において発言し、又は騒ぐ等委員会の審議を妨げる行為をしてはならない。」となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に委員の皆様の出席状況ですが、本日は委員10名中9名の御出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは、議長よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、ただいまから第18回の委員会を開会いたします。

(井貫会長)

この委員会におきましても会議時間を短縮するため、事前に協議事項の(1)を除いて事務局から資料が送付されていますので、それらについては原則、資料説明を省略いたしますので、よろしくをお願いいたします。

本日の議題につきましては、指示事項が1件、協議事項が2件、報告事項が3件とその他となっております。

それでは、本日の議事録署名人を指名させていただきます。平田委員、津谷委員よろしくをお願いいたします。

両委員

(了 承)

議長

それでは、議事に入ります。

まず、指示事項(1)の「道志川及び津久井湖における投網禁止について」を議題とします。事務局から追加説明等がありましたら、お願いします。

事) 高安主査

資料1は事前に送付しておりますが、内容について御説明いたします。

現在、本委員会指示により道志川及び津久井湖における投網による水産動物の採捕を禁止しております。資料1の9ページにごございます現地地図を見ていただきますと、禁止区域は、地図の上が下流になり、その先が津久井湖となります。そこに架かる道志橋から地図の下にごございます上流側に架かる弁天橋までの区間となります。

禁止期間は、10月1日から翌年の9月30日までの1年間としており、現在発動中の指示期間が9月30日で満了となるため、津久井湖遊船協会から委員会指示の継続について、この度、要望書が出されましたので、委

員会指示の発動について、御審議をお願いするものです。なお、要望内容については、これまでと変更はございません。

また、本年の現地状況については、資料1の概要のとおりでございます。以上でございます。

議長

引き続き投網禁止の委員会指示を出していただきたいということですが、何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします

安藤委員

この指示については、前年の議題に上がった時に、漁業調整規則には馴染まないという水産庁の指導があって、委員会指示が適当だということですが、それが結構、安定的に現地で運用されているという御報告があり、複数年指定ではどうかという話があったと思います。

ただ、その場合でも複数年指定には委員会指示の随時性という点から馴染まないというお話であったと思います。

経過の途中では複数年もあったというように確かに、ここにも書かれています。頭の中の整理として、この委員会指示が現地の要望された皆様の漁場監視、あるいは看板の設置といったものに頼っているという面があるという点がありますが、現地の皆様の要望された方々の意識を褪せることなく毎年確認し、それによってこの委員会指示をより有効に運用するといった面から毎年要望を上げていただき、毎年委員会指示をするということが、有効なのだということに私なりに頭の中を整理してみました。そういうことでよろしいですか。

事) 高安主査

委員のおっしゃるとおりでございます。過去の委員会においてもその辺りを御審議いただいており、こちらの方で状況等をお答えしたことも含めまして、そのとおりでございます。

安藤委員

分かりました。

議長

よろしいですか。

他に何かございませんか。

では、特にないようですので、本件につきましては、原案どおり委員会指示を発動するというところでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そのように決定いたします。

続きまして、協議事項(1)の「内水面漁業権の概要及び漁場計画(素案)並びに増殖指針(素案)について」を議題といたします。

資料につきましては、本日、机上配付されております資料2になりますので、御確認のうえ、水産課から説明をお願いいたします。

水) 中川技師  
事) 高安主査

【資料2に基づき説明】

引き続き、資料の御説明をいたします。

本日、机上に御用意しております右上に「資料」と記載しているものをご覧ください。

今月、8月4日付で、全国ブラックバス防除市民団体の事務局長から資料記載のとおり、特定外来生物等の規制と対策についての要望書を神奈川県ほか3機関に対し提出されたことに伴いまして、本委員会に対し、次期漁業権の更新に当たっての委員会検討材料にということで配付の依頼がございました。本日、参考にお配りしております。

次のページからは提出された要望書の写しになっております。要望元は公益財団法人日本自然保護協会はじめほか5団体連名での要望書となっております。要望先は本県及び山梨県となっております。詳細は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長

ただいま水産課から内水面漁場計画と増殖指針の素案について説明があり、また、事務局から要望書についての説明がありましたが、何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

津谷委員

漁場計画のところ、資料2の2ページの(2)のオオクチバスの関係ですが、これは外来生物法との関係で非常にデリケートな問題であり、恐らく慎重な検討が必要な問題だと思います。というのは、御認識はもちろんあると思いますが、取り敢えずもう少し詳しい説明をしていただきたいと思います。これに関しては、第五種共同漁業権にこの種が対象になっている場合は、内水面が特定飼養施設として取扱われ、一定の基準を満たせば飼養等の許可を受けることができると。

これは許認可手続にかかっていますが、芦ノ湖については具体的にどういふ基準で、その基準をこのような形で満たしているのか、許可が出たと。

その辺の具体的な手続のことですとか、他にそのオオクチバスが本当に流出しないのか、また、その取締体制はどのようになっているのかなどについてですね、具体的なことを次回で結構ですので、ちょっとまとめていただいて、このオオクチバスの関係を御説明していただけませんか。

議長

よろしいですか。

山本事務局長

次回にということで、承知いたしました。

議長 よろしくお願ひします。

他に何かござひますか。

安藤委員 ちょっと文言のところによく分からないのですが、資料2の1ページの(4)のイの下2行のところでは、「活用漁業権があるときは、概ね等しいと認められる漁業権、類似漁業権が設定されていることが必要とされる」となっていますが、ここの意味がいま一つ分からないのですが。

議長 説明できますか。

水) 中川技師 この漁場計画を作成するに当たってこの条件が必要とされているということで整理してお話させていただきますと、現在、県内においても漁業権が設定されていますが、その漁業権ですね、現在の漁業権が適切かつ有効に活用されている場合については、それは活用漁業権ですよということを見なす。その活用漁業権が存在している時というのは、次期の漁業権を設定するに当たって、類似漁業権というかたちで漁業権を設定しなければならないということが法で決まっています。

安藤委員 それだと理解できるのですが、ここには類似漁業権が設定されていることが必要となっているのに、されると書いてあるのですよね、それがちょっとよく分からない。既に類似漁業権が設定されていることが条件だと言ってしまうので、そこが少し引っ掛かるのですが。

水) 中川技師 設定される必要があるという解釈なので、されていると言いますが、法律ではされると。

議長 漁業権が設定ではなくて、漁場計画が設定されるということではないですか。

水) 石黒担当課長 要は漁場計画を立てるうえで、類似漁業権は活用漁業権がある場合には、概ね等しい内容の類似漁業権というものを漁場計画として設定されていることが条件ですよ、という意味でございます。

安藤委員 それなら分かります。

だから類似漁業権が設定されていることが必要となっているのは、要は漁場計画という中に設定されているということですね、それなら分かります。

議長 他に何かござひますか。

安藤委員 最近、種苗の入手が困難になってきている漁場計画ですが、ここではその一つにテナガエビが挙がっています。それと共にウナギもかなり厳しい状況になっていると思います。

ウナギについては特に今回、漁協さんとの間で問題になっているという

ことはないのでしょうか。今年はとんでもない値段で販売されているので、あの値段で種苗放流というのは少し厳しいのかなと思うのですが。その辺りの話は出ていませんか。

水) 中川技師

ウナギについても、やはりテナガエビと同様に安定的な入手が難しい状況にはなっているのですが、テナガエビと違ってどこに行っても買えないというよりは、値段が高くなっているというような状況でございます。

増殖に当たっては、ゼロの放流だとちょっと免許というのは難しいかもしれませんが、少なくとも当初目標に掲げていた金額ですかね、その部分について達成するような放流の仕方を漁協さんの方にはしてもらい必要があるのかなと思っております。

実際、現場の聞き取り調査によっても、なかなか種苗が高くて買えないという話は非常によく聞いております。漁協さんによっては、少し工夫を凝らして、大きい種苗ではなくて、シラスウナギに近いような小さいサイズの種苗を放流して、より放流効果があるようなかたちがとれないかなといった話も伺っているところでございます。

安藤委員

他の魚種と違って産卵床造成による代替ということができない魚種であり、また、従来から入っている魚種ですので、今の状況からして、かなり単価の高い種苗の魚種だということは理解できますので、その辺の種苗放流の方法や種苗の入手先といった点について、申請される漁業者さんと慎重に協議しておく必要があるのかなと思います。

議長

他に何かございますか。

篠本委員

酒匂川漁協ですが、資料2の別紙4の2ページの下にヤマメとアマゴの話が※印でちょっと書いてあります。

本県では酒匂川水系がヤマメとアマゴの分布の境界とされているということで、正にこのとおりだと思いますが、実は酒匂川の水系がヤマメとアマゴに交雑種が出始めているという情報があります。

先日、アマゴを放流している上流域の静岡県側の鮎沢川の組合長が見え、鮎沢川の組合はヤマメオンリーで全然構わないですよとのことです。そうすれば、酒匂川水系全体が一応、アマゴは居ないという論理の方向にしたい。個人的に同好会とかがアマゴを放流しない限りは、組合としてはヤマメに変えることは全然やぶさかではありませんので、もし酒匂川漁協の方でもそうした要望があればとのことです。

静岡県の鮎沢漁協から来年の切替え時に自分たちとしては、アマゴを除いてヤマメに切替えたいと言われました。

ヤマメとアマゴの交雑種は出来てしまうらしいというお話を聞いたものですから。組合としては、鮎沢川の組合さんがヤマメに切替えることで問題なければ、酒匂川漁協は何の問題もありませんということをお伝えしたいと思います。以上です。

安藤委員

交雑種ということだと思いますが、水産課の資料にも書いてあるとおり、従来から酒匂川はちょうどヤマメとアマゴ産の境界で、天然魚と思われる魚にも朱点があるものと無いもの、あるいは側線上だけに朱点があるものといったものが様々出ているのですよね。だから正直私が思うには、そのいわゆる朱点の無いヤマメにこだわる必要もないのかなと。

朱点があったり、無かったりするの、従来の酒匂川のヤマメ類の在り方かなという気はします。その辺は、内水面試験場の意見も改めて聞いてみれば、よろしいのかなと思います。以上です。

議長

では、そういうことで、よろしくお願ひします。

他に何かございますか。

何度か御審議を願っておりますが、今日はこの辺でよろしゅうございませうか。

他に御質問もないようですので、協議事項の(1)につきましては、以上ということにさせていただきます。

続きまして、協議事項(2)の「令和3年度増殖実績及び令和4年度目標増殖量等について(芦之湖漁協)」、何か御質問、御意見がございますか。

補足説明はありますか。

事) 高安主査

【資料3の訂正説明】

議長

わかさぎの令和3年度の実績数値が見えないところ、そこですね。

安藤委員

何点かよろしいですか。

資料の令和3年度実績の一番上の「ひめます」ですが、これが支笏湖産受精卵となっていて、自家採卵分が入っていませんが、今回は自家採卵分がなかったということでしょうか。

議長

芦之湖漁協さん、お願いします。

平田委員

昨年の秋のヒメマス遡上シーズンだったと思いますが、例年、減水に見舞われまして、通常、昼から夜に遡上するヒメマスなのですが、確かに遡上はして来ているのですが、余りにも水が少な過ぎて、川を遡上できず、また、遊漁者が結構周りにおられまして、それですごく魚が居なくなりまして、結局、採り上げることができなかったというのが現状です。

安藤委員 続けてですが、ニジマスのところ今年も東山湖が入っていますが、これについては、やはり寄贈といったようなことなのでしょうか、

平田委員 そうですね、東山湖さんの方から東山湖さんのシーズンが終わって、池の水を一担、かい掘りするというので、その時に毎年いただいています。

安藤委員 かい掘りするのですか。

平田委員 はい。ニジマスを全部分けていただいて、例えば、イトウですとか、F1（エフワン）とか、いろいろな魚がいる中でニジマスだけを選別していただいて、そういう手間がありますが、それを持って来ていただいているという感じですね。寄贈していただいている感じですか。

安藤委員 東山湖分というのは、どのくらいの量になるのか大体分かりますか。

平田委員 その年によって変わるので、地元の方に直接聞いてみないと分かりません。

安藤委員 結構です。この分については特にお金を払っているということではないのですよね。

平田委員 いただいております。

議長 他に何かございます。

特にならなければ、芦之湖漁協さんの令和3年度の増殖実績を承認して、令和4年度を目標増殖量については原案のとおり決定ということでよろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 それから、資料3の3ページの目標増殖量等の公告案につきましては原案どおり公告を行うということでよろしいでしょうか。

委員一同 (了 承)

議長 では、そのように決定いたします。

続きまして、報告事項(1)の「令和4年度目標増殖量等の中間実績について」ですけれども、事務局から補足説明がありますか。

事) 高安主査 【資料4-2の補足説明】

議長 写真の提供がありましたということです。

特にございませんか、よろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 それでは、次に報告事項(2)の「多摩川におけるしじみに関する採捕の制限及び所持等の禁止並びに共同漁業権の行使の制限に係る委員会指示の公報登載について」ですが、これはよろしゅうございますね。

委員一同  
議長

(了 承)

続きまして、報告事項(3)の「全国内水面漁場管理委員会連合会で令和4年度提案行動の結果について」を議題とします。

何か補足説明がございますか。

事) 川上代理  
議長  
安藤委員

【資料5に基づき説明】

何か御質問がございますか。よろしいですか。

一つだけいいですか、1-1の回答状況等の4番、それと1-3の上の方の3番ですね。同じ回答が書いてありますが、「一部組合において、遊漁料等を徴収し、利用している実態があるように聞いておりますところ」で、貴連合会、要するに全国内水面漁場管理委員会連合会のことですよ、ね、「貴連合会としての方向性を定め、関係者に周知指導するようお願いいたします」となっていますが、これが内水面漁場管理委員会連合会のやるべき仕事なのかどうかというのが、ちょっと理解できないのですが。

何を具体的に連合会としてやることになるのですかね。これは連合会の仕事なのですか。

議長  
事) 川上代理

何か聞いておられますか。

これもちょっと事務局で話題にはなったのですが、関係者に通知、指導する、利用して、実態があるように聞いておりますところ、まだ国で確認された内容ではないと思います。

安藤委員  
事) 川上代理

連合会でも定めて周知、指導しようというのは相当な内容ですよ、ね。

ただ何か、どこから聞いてきた話をただ載せたようなイメージで、具体的にどうするこうするというのを聞いていませんので。

安藤委員

同じ文章が、しかも二度もコピーで使われていて、これに対してどう反応し、連合会はそれを受けてどう動くのかがまるっきり分からないですよ、ね。一応確認して、連合会の事務局等で何か考えていることがあれば、知っておきたいなと思いますので、情報収集をお願いできればと思います。

事) 川上代理  
議長

分かりました。確認しておきます。

他に何かございますか。

ないようでしたら、報告事項の(3)について、了承するというところでよろしいですか。

委員一同  
議長  
安藤委員

(了 承)

その他のその他となりますが、委員の皆さんから何かございますか。

お願いなのですが、今日、ここに1時半頃に来て、必死にこの資料を読んでいたのですが、正直ちょっと読み切れませんので、大変申し訳ないの

ですが、2、3日前でも結構ですので、送っていただけると助かります。

議長

この資料はこれから毎回、あった方がいいような気もしますが、持って来た方がいいですか。

水) 中川技師

今回お配りした参考資料2点ですが、カラー刷りの増殖指針のものと水産庁から交付された技術的助言のこの2点については、次回以降も種苗計画と増殖指針のお話は続きますので、次回以降も御持参いただければと考えております。

資料2の方は、今回いただいた御意見等踏まえて、ブラッシュアップし、今後、修正していこうと考えていますので、こちらは、また再度お配りするという内容になりますので、よろしくお願いいいたします。

議長

次回以降は、二つ資料を持参ですね。

水) 中川技師

はい、ちょっとお手数になりますが、次回以降、このカラー刷りのものと漁場計画の作成について、を御持参いただければと思います。

議長

よろしくお願いたします。

他に何かございますか。水産課、事務局から何かありますか。

安藤委員

もし資料の送付がぎりぎりで大変でしたら、別にデータでもいいので、ファイルでも構いませんので、いただけると助かります。

議長

他に何かございますか。

ないようでしたら、これで本日の委員会を閉会したいと思います。

次回は9月の21日水曜日、午後2時からですので、よろしくお願いいいたします。では、これで終わりにします。